

荻窪法人会 会報

OGIKUBOHOJINKAI BULLETIN

March 2006



荻窪に住んでいた偉人たち

吉井淳二



CONTENT

平成 17 年度

3 会員増強運動月間を終えて

◎志村正之／組織委員長

4 新入会員研修会

◎会長のあいさつ

◎諸先輩と来賓のあいさつ

◎新入会員研修会に出席された方のあいさつ

◎新入会員名簿

政治が動く 政治が変わる時代の潮目を読む

10 新春特別講演会

◎福岡政行／白鷗大学教授

12 春のブロック研修会

◎講師：山口 悟／荻窪税務署 審理上席

◎講師：佐藤 昇／荻窪警察署長

◎講師：水上 治／東京衛生病院医学博士

これが荻窪法人会の魅力!と語れる組織づくりを

16 部会長インタビュー

◎上田仁士／源泉部会長

本音トークの座談会シリーズ

荻窪法人会は活性化されてはいるが、
情報の共有化など、見直す時期にきている

18 委員長座談会

新連載 平成 18 年度税制改正はこうなります

24 第 1 回 今話題の税制改正（法人税編①）

◎税理士 小林誉光

22 税務コーナー

27 委員会・部会報告

女性部会 / 青年部会 / 源泉部会

社会貢献活動事業委員会 / 税制委員会

ブロック・支部だより



吉井淳二（よしい じゅんじ）

明治37年 鹿児島県曾於郡末吉町に生まれる
昭和 4年 東京美術大学洋画科卒業
昭和15年 二科会会員就任
昭和36年 二科会理事就任
昭和40年 日本芸術院賞受賞
昭和47年 南日本美術展審査委員長就任
昭和51年 日本芸術院会員就任
昭和52年 勳三等瑞宝章に叙される
昭和54年 社団法人二科会理事長就任
昭和60年 文化功労者として顕彰される
平成元年 文化勲章受章
平成15年 白寿を迎える
平成16年 3月6日 満100歳を迎える
11月23日 静かに眠るように逝去
文化勲章受章者／文化功労者／日本芸術院会員／
社団法人二科会名誉理事／サロン・ドートンヌ名誉会員／
南日本美術展顧問

平成17年度

会員増強運動月間を終えて

志村正之

組織委員長



Masayuki Shimura

新鮮なアイデアなど取り入られるか論議を重ね、少しでも勸奨活動のお役に立つ諸事案を決議し、より良い組織委員会活動を。

法人会会員の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、組織委員会の諸活動に対し、会員皆様始め、組織委員の皆様方には多大なご支援とご理解をいただき、心より厚く御礼申し上げます。

組織委員会の主たる目的は、組織の拡充に伴う会員の増強にあると思います。その為に皆様方には年に何回となく大変お忙しい中、勸奨活動をお願いしている所でございます。

おかげさまで、今年の会員増強運動月間も無事に終了することが出来ました。本年は、昨年同様とはいかなかったものの、それに近い数字を上げることが出来ました。これもひとえに皆様方のご協力の賜物と改めて厚く御礼申し上げます。

振り返ってみますと、委員長としての力が及ばず、皆様方の努力と熱

意を十分に吸収し、表現できなかったのではと反省している所であります。

非会員様への勸奨活動という、大変な活動を会員皆様にお願いをしているわけでありますので、組織委員会として、その活動に対する援助協力・広報等に、何か新鮮なアイデアなど取り入られるか論議を重ね、少しでも勸奨活動のお役に立つ諸事案を決議し、協力にすぎないかないのでございますが、頑張っ委員会活動を行っていきいたいと思っております。

これからも皆様方のご意見・ご要望を受け賜りながら、より良い組織委員会活動が行えますよう、どうか変わらぬご協力と勸奨活動を心よりお願い申し上げます。

新入会員研修会

2月1日タウンセブンで恒例の組織委員会主催の「新入会員研修会」が行われました。

来賓には荻窪税務署より齊藤副署長、山口法人課税第1部門統括官、山口審理上席が出席され、齊藤副署長が税務に対する知識をさらに高めて欲しいと挨拶。新入会員は3月23日現在161社になります。今年は志村組織委員長を始め、特別研修をされた宮本組織委員など新しい体制での研修会で例年とは一味違った研修会となりました。

会長のあいさつ

入ったからには積極的に法人会を使ってほしい。会社のPR、異業種の交流の場である法人会をぜひ使っていただきたい。

水島隆年 社団法人荻窪法人会会長



大変寒い中、新入会員の方、お集まりをいただきまして本当にありがとうございます。心より歓迎を申し上げます。我々の仲間が161社入っていただきました。本当にありがとうございます。入ったからにはひとつ、自分のほうから積極的に法人会を使ってほしいなど。自分の会社のPRでも結構でございます。異業種の交流会であり

まず法人会をぜひ使っていただいて、自分の職業だけではなくて隣の会社の職業は何をやっているか、ぜひのぞいていただければ、なおありがたいです。

税務の勉強というのは、当然、経営者たる者がやる必要があると思うのですが、やはり一番、税を知っているのは税務署でございます。税務署が何を考えているか、国税局が何を考えているかを勉強するのも一つだと思います。それもやはり皆様積極的に法人会の研修会とか、ブロックの研修会とか、いろんなものに出席をいただければそこから得られるのではないかと思います。ぜひよろしくお願いをしたいなというところでございます。

今、世の中は姉薊事件とか、またホリエモンとか、おかしいなという気がします。やはりこれも一つの時代の流れかなという気がします。

官から民への移行とかそういうもので、やはり官庁の仕事を民間でやる、それがいいことなんだよということに急激に進んでいます。ただし、今回の姉薊問題というのは、官庁から民間へ構造確認、建築の確認申請を委託した結果、しっかり検査されないまま通ってしまいました。ですから、あんまり早く官から民への移動というのは、あまりいいことではないという気がします。やはり痛みを感じる人もいますし、それからあんまり早くすると先に進みすぎてしまうということもあります。今は景気がよくなったと報道されていますが、まだ我々、荻窪法人会の皆さんは実感はないと思います。これから少したつと、実感が出てくると思います。ぜひそれを楽しみに、今年もよろしく願います。新入会員の方、本当にご入会をありがとうございます。

法人会はマイナスの面は何もない。 法人会を有効に 活用していただきたい。

今日は本当に寒い中を、このように多くの皆さんに出席いただきまして本当にありがとうございます。また、署のほうからは齊藤副署長始め、山口統括官、山口審理上席調査官、本当にありがとうございます。新入会員の皆様には、法人会というものはメリットだけでございます。マイナスの面は何もないと私も思います。どうかこの会を十分に有効に活用していただきまして、これからの会社の経営、またいろいろなことに役に立っていただければと思っております。

今日はこの後、レジュメにもありますとおり、新入会員の皆様方に、「法人会とは」ということで少しお話も聞いていただくようになっております。どうか法人会をこれから有効に活用していただければと思っております。どうか最後までよろしくをお願いしたいと思います。今日は本当にありがとうございます。



志村正之
組織委員会委員長



新入会員のみなさん

法人会が企画しておりますさまざまな研修会等に積極的に参加され、税務に対する知識をさらに高めていただけるものと期待。



齊藤 哲
荻窪税務副署長

申し上げるところでございますが、私が相変わりましたあいさつ申し上げます次第です、水島会長初め、役員の皆様方、本当にご協力ありがとうございます。この場をお借りいたしまして御礼を申し上げます。

また、法人会の研修会の中でも、法人税、消費税の申告書の作成研修会等に、我々荻窪税務署からも職員を講師として参加させてもらっております。会員となられました皆様方も、これから法人会が企画しております様々な研修会等に積極的に参加され、税務に対する知識を更に高めていただけるものと期待しております。

ただいま、ご紹介をいただきました荻窪税務署は法人担当の副署長の齊藤でございます。荻窪法人会の新入会員の研修会にご出席させていただきました。また会員の皆様方にはこれから一会員となりまして、ぜひこの荻窪の法人会を盛り上げていってもらいたいと思います。

当荻窪法人会は、日ごろから私どもの税務行政に対しまして深いご理解と多大なるご協力をいただいております。本日は署長が来て、ごあいさつ申

社団法人荻窪法人会のみならず皆様方の健康並びにご事業のご繁栄を祈念いたしまして、私のあいさつとします。どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

新しい世界が広がり、刺激を受けることができる会



宮本一成
組織副委員長

今、ご紹介を賜りました25支部で組

織委員を拝命しております宮本と申します。新入会員の皆様、ようこそ荻窪法人会へいらっしゃいました。

簡単ではございますけれど法人会についてご説明をさせていただきたいと思っています。

法人会は昨年の3月31日現在で、会員数が2893社。荻窪法人会の稼働法人数が3971社ということですので加入率が72・9%。これは後ほど組織図のほうに戻ってもらえばわかるのですが、東法連と申します49の単会のうち、加入率72・9というのはベスト3に入ります。かなり加入率の高い熱心な、活発な法人会だということがおわかりいただけると思います。

上部団体ということで、全国法人会

連合に約120万社加入されていると聞いております。東京法人会連合会に49の単会がございます。その下の荻窪法人会は約7割強の加入率を誇るベスト3の会でございます。その中で50年余の様々な歴史がございます。私もその当初、まだ生まれておりませんので、その辺の歴史は、詳しい先輩が多数いらっしゃると思いますので懇親会の席でお聞きいただければと思います。

現在の法人会の活動内容は、大きく三つに分けられるのではないかなと思っております。一つは、もちろん正しい税務知識の理解、知識の習得がまず第一です。その一環として、新設法人説明会、決算法人説明会、消費税の作成研修会など、法人税の作成研修会をタイムリーに開催しております。昨年、約1年で、総員約1000名強のご参加をいただいております。

二つ目の活動としては、税ももちろんですが、それ以外の幅広い知識の習得ということ。これは各ブロック、各支部単位でいろいろな趣向をこらして行っております。三つ目が社会貢献活動並びにビジネスチャンス拡大の場の提供というようなところもよろしい

のではないかと考えております。

その中で各委員の果たす役割ですが、各事業を行うために七つの委員会が連携をとり合っていると考えております。

総務委員会は、年度予算の作成、事業計画の立案等を行っております。研修委員会は、数多くの研修を手がけているほか、簿記の講習会なども行っております。組織委員会は、ある意味、組織のかなめであります。会員増強運動、また新設法人説明会等も行っております。広報委員会は、年4回の会報の発行。その中にタイムリーな話題とか、各支部、各委員会の活動状況等が報告されております。税制委員会は、税制に関する意見や要望等をまとめて意見の具申等を行っているという活動をしております。六つ目の厚生事業委員会は、荻窪法人マーケットの運営です。来週第7回目が行われる異業種交流会は、ビジネスチャンス拡大の場の提供ということの一つかと思えます。七つ目の社会貢献活動事業委員会は、クラシックコンサート、チャリティコンサートの開催です。

私もそうですが、最初に入ったときに、「第何ブロック」「第何支部」とい

うのがなかなか自分では覚えられなかったのですが、組織図のように5つのブロックで28の支部に分かれております。ご自分の加入する支部をなるべく早くお覚えになって、支部長の顔とか、支部の会員の皆様のお顔と名前がすぐ一致するような形になればよろしいのかなと思います。

青年部会、女性部会、源泉部会の各内容は資料の規約に書いてあるとおりでございます。青年部会も昨年3月31日現在の会員数が85名、女性部会は同じく昨年3月31日現在で66名、源泉部会と同じく会員数78社という形で、またこれは違う意味での活動をしておられます。

このたび入会されたからには、どうか今までお話し申し上げました研修会とか、講習会、交流会、さまざまなケースがございます。ぜひ奮って参加して輪を広げていただきたいと思います。

法人会に入会された暁には、新しい世界が広がり、刺激を受けることは間違いないと思います。非常に雑駁な説明ではございましたが、法人会についての説明にかえさせていただきます。どうもありがとうございます。

新入会員研修会に出席された方々のあいさつ

今年はすでに荻窪法人会と特別融資制度を開発した西武信用金庫の荻窪支店から田玉支部長など大変多彩な方々が出席されました。ぜひ、法人会に新風を吹き込んで頂きたいと思います。



第3ブロック第17支部
大東京信用組合荻窪支店
鈴木朝男

17支部の大東京信用組合荻窪支店の、次長の鈴木と申します。本来ですと店舗長の三嶋がお邪魔する形でしたが、時間の調整がとれなくてお邪魔できません。本当に申しわけございません。私ども大東京信用組合は、皆様方のお役に立てるように頑張りたいという中で、今回初めて参加をさせていただき所存となりました。窓口の営業時間は大手銀行さんと異なりまして4時まで営業をしております。何かお役に立てればという気持ちで頑張る所存でございます。どうかひとつよろしくお願いいたします。



第1ブロック第5支部
(有)クリーンアップ
佐藤 徹

初めまして。私は有限会社クリーンアップという会社をやっております。主にビルとかマンションの清掃業務を行っています。そろそろ20年近くやっています。それ以外に、昨年から少し保険の仕事も始めるようになりました。まだ駆け出しですけれども、この二つの仕事をしっかりやっていきたいと思います。新しく入りましたけれど本当に右も左もわかりません。皆さんがおっしゃっているように、できるだけ積極的に参加していつか貢献したいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。



第1ブロック第5支部
(有)ケイ・アイ・サポート
伊藤 精人

こんばんは。有限会社ケイ・アイ・サポートの伊藤と申します。平成16年の11月にAIU保険会社を退職しまして、ケイ・アイ・サポートを設立いたしました。敬愛精神をモットーに、生命保険、損害保険の代理店業を行っております。私は昭和29年に今川町に生まれて荻窪というのは地元で、ずっと住んでおります。これからは地元貢献できるように一生懸命頑張りたいと思います。何卒、ご指導、ご鞭撻の程、よろしくお願いいたします。



第1ブロック第5支部
(有)エス・アイ・コンサルティング
井口 正昭

こんばんは。私は第1ブロックの第5支部で、有限会社エス・アイ・コンサルティングという会社を始めました井口と申します。私は30数年間、NECという会社に勤め、その後はアメリカで4年間ほど仕事をしていた、昨年6月に帰って7月に会社を設立しました。その辺の経験を生かして、エレクトロニクスとか通信とか、非常に基本的な方面でのコンサルティング業務をたった一人の会社でやっております。よろしくお願いいたします。



第1ブロック第3支部
(有)相澤工芸
相澤 功

こんばんは。第3支部、有限会社相澤工芸の相澤功と申します。床材の張り替え工事を行っております。私が代表で、下地を担当しております。息子が床材の張り替えを行っております。よろしくお願いいたします。



第4ブロック第27支部
松島興業(株)
松島敏之

皆様、こんばんは。松島興業株式会社の松島と申します。私どもは今回、荻窪4丁目の環八沿いの東電さんの前のところにある「銀のさら」荻窪店ということで、今回入会させていただきました。実は当社は建設屋でありまして、同じ杉並の松ノ木で50年近く居を構えている建設会社であります。今回は「銀のさら」荻窪店ということで、おすしの宅配のチェーン店でございます。今日は店長も一緒に連れてまいりましたので、あわせてごあいさつさせていただきますと思います。



第4ブロック第23支部
(株)ハイパーパー
大塚 健二

こんばんは。第4ブロック23支部の株式会社ハイパーパーの大塚と申します。業種としては、店舗のデザインと施工、住宅のデザインと施工、あとガーデニングを含めた関係のデザインと施工です。五日市街道沿いの西荻交番、南の前に30坪ぐらいのショールームを構えましたので、皆さん、お近くに来た際は遊びにいらっしゃってください。よろしくお願いいたします。



第3ブロック第17支部
ジャスバ(株)
松下 正幸

ジャスバ株式会社の松下と申します。主なことは簡単に言いますと、エステティックサロン、ネイル、スパ等に、経営コンサルタント及び物品の卸、業界新聞、派遣事業等を行っております。もし何かございましたらご相談くださいませ。よろしくお願いいたします。連絡先:03-5335-6771



第3ブロック第17支部
西武信用金庫荻窪西口支店
田玉 博

このたびは荻窪法人会に加入させていただきまして、心から御礼申し上げます。このたび西武信用金庫と荻窪法人会さんとで基本合意いたしました会員様限定の「メンバーズビジネスローン」をスタートいたしました。ホームページに載っておりますので、お時間がございましたらご覧ください。そして支店としてのモットーでございます、お客様にお尽くすること、喜んでいただくこと、それを通して我々の幸せとする、これが信念でございます。どうもありがとうございます。



第3ブロック第17支部
(株)ツースリー商会
笠井 清司

皆様、こんばんは。私は株式会社ツースリー商会の笠井と申します。私どもの会社は、内装の仕上げ、工事業でございます。私どもの親元というのが高円寺で内装の資材の卸売りを50年ほど営業させていただいております。今、そこは兄が引き継いでおりまして、私どもは昨年の秋に分離いたしました。卸ではなく工事業を展開していこうという思いで独立いたしました。会社としてもぼやぼやです。ひとつどうかよろしく願い申し上げます。

「政治が動く 政治が変わる時代の潮目を読む」

講師：白鷗大学教授 福岡政行



講演する福岡政行先生



平成18年2月16日、荻窪法人会、杉並法人会、東京商工会議所杉並支部の3団体共催による新春特別講演会が、杉並区産業商工会館講堂において開催されました。講師にお迎えしたのは、テレビ等の政治解説や数々の著作で有名な福岡政行氏。各団体より約140名が出席し、大盛況の講演会となりました。

この講演会に参加された荻窪法人会理事の市川忠義氏にお話をうかがいました。「内閣は末期になると、いろいろなところがほころび始めるという福岡さんの言葉どおり、小泉内閣は末期の様相を呈しています。皇室典範改正も、犯してはいけないうタブーで、2650年も続いた皇族を、たった30時間の議論で変えられるわけがないと思う。

靖国神社参拝と中国への対応について、小泉総理は国益を優先すべきであると、福岡氏は明言されましたね。小泉内閣では消費税は上げないと押し通したのは間違い、国会議員の年金廃止法案なども、小さなところをいじっただけで根本的なところには手を入れていない。首相は現状認識せよ、とも言われていました。次期総裁に手を挙げるのは誰かなど、時局から関心の高い話題でしたし、皆さん、喜んでお帰りになったと思います」と市川氏。福岡氏は、テレビで見る姿と変わらない気さくな人柄で、明快な論調に引き込まれ、あっという間の1時間半だったそうです。ここでは講演を一部抜粋してご紹介します。



講演内容を報告する市川氏

袋小路にある日本の外交

中国とどのようにつきあうか。これからの日本にとって大きいと思います。中国の現状を見ても、アメリカと中国は手を組むことになると思います。アメリカは日本をはずし始めた。昨年11月15日、ブッシュ大統領が京都の金閣寺に来ました。このとき小泉総理は、30分にわたり中国批判をした。翌日、ブッシュ大統領が胡錦濤に会った。その後、中国とアメリカから出てきた共通の言葉は一つ。「小泉さん、もっと日本の国益を考へる。中国とこんな状態でもいいのか」と。米中は確実に接近している。もうアメリカは日本をはずして、中国を見据えています。アメリカは、株が上がったほうがいいんです。だから中国と戦争なんかしません。そして、10年後にはこの中国の経済力を抜く国が、その後ろ側に出てきます。インドです。そういうことをすべてを考へ、日本の外交の袋小路をどう見るかということです。

次期総裁に誰が手を挙げるか

私はおそらく安倍晋三さんは手を挙げると思っています。昨年の忘年会で会ったとき、「あなたは候補者のなかで最年少です



プロフィール

福岡 政行

(ふくおか まさゆき)

1945年東京都

葛飾区生まれ。

1968年早稲田

大学政治経済

学部卒業。1973年早稲田大学大学院政治学研究科博士課程修了。明治学院大学、駒沢大学の教職を経て。1992年白鷗大学法学部教授(政治学)。2002年立命館大学客員教授。現在「アシスト(ジャパン)の会」の事務局長を務める。

から、一番最後に手を挙げた方がいい。自然体が一番です。あなたには次の次もあることを常に念頭に置いて」と安倍さんに言った。ただし、安倍晋三の父・安倍晋太郎は総理大臣を目の前にして病に倒れた。親友・盟友である竹下登が総理大臣になったのはうれしき半分、悔しき半分だったでしょう。そのつらさを一番知っているのが、病床で看病していたのが安倍晋三です。チャンスがあれば乗りたいたいと思っているし、包囲網を感じていることは事実です。

一方の福田康夫さん、福田赳夫のご長男です。福田さんは、政治が嫌いだから石油会社へ入りました。当時、福田赳夫郎に住み込みで秘書をしていたのが、森喜朗と小泉純一郎の2人です。日本の国益、経済のことを考えたとき、福田さんはアメリカとの関係はもちろん、霞ヶ関・太蔵省との関係、中国との関係もいい。メディアも経済界も動くとなったら、安倍晋三は完敗ではないか。しかし、福田さんは

年金問題でやめて、逃げ足が早い。永田町的にはイヤだという人も多い。本気で彼を支える人がどこまでいるかですね。

福田康夫さんがダメになるケースは一つです。安倍が麻生か、「総理大臣になったら靖国には行きません」と中国側にメッセージを送ったら終わりだと思いません。第3の候補は谷垣禎一か麻生太郎。消費税の谷垣が消去法で消えるとして、私は、安倍か麻生のどちらかのような気がします。

天皇が終戦を決意した日

あまり知られていませんが、5月24日、東京への空襲で宮城つまり皇居に焼夷弾が落ちました。日米で、皇居と京都には落とさない約束になっていた。ところが風が少し強かったのと、ドジなパイロットだったのかもしれないが落ちてしまっただ。この日以来、昭和天皇はいくふさぎ込んでいます。

昭和20年8月15日ではなく、6月15日が昭和天皇の終戦だったのではないか、それが私の仮説です。6月15日の前日14日の夜、昭和天皇はお母さまである貞明皇太后に「東京も宮城も危なくなりましたので、軽井沢の御用邸に疎開していただきたい」と進言した。しかし、お母さまは大変立派な方で、「陛下、私は陛下と

もに、国民とともに東京に残ります」と頑として譲らなかった。陛下はまいったという。そして、6月15日、問題の日です。

朝、木戸内大臣に「今日は公務をしない」と言いつて軍服を脱がれた。そして、1人にさせてくれと言いつて庭に出て、じょうろで草木に水をかけていた。このとき、じょうろの水がなくなっても、なおしばらく立ちつくす姿を侍従女官が見ています。昭和天皇は、この日に心を決められたのだと思います。

そして、翌6月16日朝、昭和天皇は御前会議を開くよう要請されました。開かれたのは6月22日。その会議の最後に、昭和天皇は玉座に座つたまま、「終戦の決意し、平和を求む」と、それだけ言われて去りました。これが終戦を公に話した最初だと思えます。

長崎に原爆が落とされた8月9日もつて軍部は終戦を決意します。8月15日玉音放送で、陛下は自ら玉音放送を聞いて軍服を脱ぎ、1回の例外を除いて、二度と着ることはなかった。なぜか？ A 級戦犯合祀以来、靖国神社を参拝されないのはなぜか。昭和天皇がなぜ靖国に行かないかはわからないが、平成天皇も行きません。一つだけ言えること。それは、靖国参拝問題について、中国に言われて決めるのではなく、日本が自ら決めなくてはいいけないということです。

リーダーたる者、聞く耳をもつ

昨年、小渕恵三夫人の静子さんが、ご主人との思い出を語ってくれました。総理大臣になって初めてニューヨークに行き、カーネギー1世のお墓を見たときのこと。墓には「鉄鋼王アーノルド・カーネギー1世の栄光を讃えて」とあり、「自分よりも優れた者を自己の周囲に置いた者、ここに眠る」との文字が刻んであった。小渕氏はこれを見て二言、「聞く耳だな。リーダーたる者、聞く耳をもつことだな」と。それがいわゆるブッチホンです。小泉さんという人と2年ほどつきあいました。こんな勘のいい政治家はいない。自民党をつぶしたほうがいいですよと言つたら、自民党をつぶして日本を変えた。ハンセン病患者の話を総理官邸で聞いていた小泉さんは、ボロボロこぼれる涙をネクタイでふいちゃった。そういういい人です。しかし、聞く耳がない。永田町、霞ヶ関の人たちと話をしているのは、リーダー不在という日本の現状です。日本は大きな曲がり角にきています。



熱心に講演を聴く参加者の方々

春の ブロック研修会

第1ブロックの2月7日の研修会を皮切りに始まった今年の春の研修会も総勢で329名の参加で、第5ブロックの2月28日の研修会を最後に無事に終了しました。今年も講演に、山口審理上席をお招きし、税務セミナー「税務調査いろはカルタ」※「税務調査!その対応と仕方」と2つのテーマで研修会が開かれました。

※『税務調査いろはカルタ』:税理士 衛藤政範著 (財)大蔵財務協会発行



研修を受ける会員の皆さん

ブロック	開催日	場所	他の講演・研修	出席数(名)	出席率(%)
1	2/7(火) 17:30	井草地域区民センター	テーマ 健康講座「克服できるガン」パートⅡ 講師:東京衛生病院 医学博士 水上 治氏 テーマ 税務セミナー「税務調査いろはカルタ」パートⅡ 講師:法人課税第1部門審理上席 山口 悟氏	103	17.5
2	2/15(水) 18:00	区立杉並会館	テーマ「税務調査!その対応と仕方」 講師:法人課税第1部門審理上席 山口 悟氏	49	11.9
3	2/14(火) 18:00	荻窪タウンセブン8階会議室	テーマ「荻窪警察管内の犯罪抑止状況に就いて」 講師:荻窪警察署 署長 佐藤 昇氏 テーマ 税務セミナー「税務調査いろはカルタ」パートⅡ 講師:法人課税第1部門審理上席 山口 悟氏	77	18.1
4	2/22(水) 18:00	西荻窪 こけし屋	テーマ 税務セミナー「税務調査いろはカルタ」パートⅡ 講師:法人課税第1部門審理上席 山口 悟氏	54	11.9
5	2/28(火) 17:30	荻窪タウンセブン8階会議室	テーマ「税務調査は怖くない!Ⅱ」 講師:法人課税第1部門審理上席 山口 悟氏	46	11.3
計				329	14.4

これは前回もお話ししましたが、自分で領収書を書くなど、私も調査でこうした事例を見ています。なかには、複写になっている領収書の2枚目の控えを青いボールペンで書いてあったり、バレバレなんですけど細工しちゃうんですね。そういうことをも結局、痛い目にあります。法人税のほかに法人税額に対して重加算税で35%、なおかつ過去にさかのぼって年率14%の延滞税がかかってしまうなど、いいことはありません。

る
累卵の危うき嘘はすぐにバレ
類似した文字の
証ひょう見落とすな



講師の山口審理上席

「税務調査いろはカルタ」
Part2
講師に山口審理上席をお迎えして、好評だった『税務調査いろはカルタ』(税理士衛藤政範著)を教材にした研修の2回目です。

初から役員報酬の見直しをしたほうが、源泉所得税だけで済みますので絶対に得ですね。

わ
わからない現金支出は
ありえない
訳のない支出するほど余裕なし

税務調査では、調査官は、事業内容や経理の仕方等についての概括的な質問をしたあと、必ず現金出納帳の提示を求め、調査当日までの記帳が行われているかどうかを見て、実際の手持ち現金と出納帳上の残高との照合を行います。実際の現金と残高があっていることにより、最低限の経理処理が行われている証拠を示すことになります。

次に行われるのが内容の検討です。現金の場合は、まずは領収書の存在が必須となりますので、調査官は、出納帳上の記載内容や金額等から抽出した支出について、証ひょうを確認し、損金としての適否を判断します。

ここで問題となるのが、領収書のないものや領収書とされるものはあるものの、支出の相手方の住所氏名等について

その記載内容が不十分なものです。そして、これらの指摘を受ける支出は、通常、交際費、機密費、接待費、支払手数料、紹介料、雑費等の科目で処理されていることが多いようですから、調査官もあらかじめ科目を擇って抽出を行うようです。このような支出の取り扱いについては、法人税基本通達に定めがあり、「費途が明らかでないものは、損金の額に算入しない」と明記されています。

注意しなければならないのは、平成6年から制度化されている「使途秘匿金」と認定されることのないようにすることです。単なる「使途不明金」ではなく、相当の理由もなく支出の相手方を積極的に隠しているということで「使途秘匿金」とされると、その否認に伴う通常の法人税の負担とは別に40%の追加負担をしなければなりません。要注意です。

う 打ち解けて話したくとも倫理法疑って裏の裏読み身を守る

税務調査は、質問・検査という人による作業で、調査をする人と調査を受ける人との形作られる極めて人間的なものです。この作業は、調査官との共同作業ですから、できることなら税務調

査を外務監査の機会にとらえ、気持ちよく調査を受けるという姿勢も必要かもしれません。さらに、同じ納税者のところに同じ調査官が再び調査に行くことはなく、まさに「二期一会」ですから、この出会いを大事にできればと思うのですが、最近では親しく話をする機会が調査の場では得られなくなりました。ようです。これも例の「国家公務員倫理法」のせいでしょうか。以前は、昼食の場などいろいろな話ができました。調査官がどんな人か、それを知ることが調査を受ける側にとっても重要なことではありますが、それは対税務調査という戦略的なものだけではなかったように思います。

ま 任せると信頼しても検証を毎日の帳合い現金は確実に

税務調査で、まれに感謝されるような場合もあります。それは、調査官が従業員の不正、つまり横領を発見したような場合です。例えば、会社の税務調査において、調査官から売上計上漏れの指摘があり、その事実関係を確認する過程で、従業員が着服していたことが発覚するというような事例が典型的なものでしょう。

このような事例の場合、売上が漏れていた点の是正は当然に求められます。

問題は、着服横領行為によって生じた損害です。これが「損失」として認められれば、売上の計上漏れ額と同額の横領損失が発生していることになって、所得金額に影響することはありません。ので、追加的税負担は生じません。しかし、会社が、損害賠償を求めた場合、売上の計上漏れ額と同額の損害賠償請求権という資産を取得したことになるので、その金額に相当する額の所得金額の増加があったことになって、追加的税負担が生じます。

さらに、その着服横領行為をした従業員が経理担当者で、会社が現金の管理や帳簿の作成を任せきりにしていたというような事情があるとなると、従業員による行為であるとはいえ、「隠ぺい工作」とされて重加算税の対象とされることになる場合もあります。

き 教育の力で育てる納税者教材は親の源泉徴収票(納税申告書)

国税庁は、広報活動の一環として、国税広報官等を中心に税務職員を小学校、中学校、高等学校に派遣して「租税教室」を開催しています。しかし、この租税教室は、すべての学校の児童、生徒を対象としたものではなく、税務について理解のある学校関係者のいる一部



教材の「租税調査いろはカルタ」

の学校の一部の児童、生徒についてのみに1時間程度行われているものです。国税庁がこのような啓蒙活動を行わなければならない背景には、学校教育において「租税教育」が行われていない現実があるからです。

これは、学校教育だけの問題ではありません。家庭においても必要なことです。税のことを家族で話題にする、これがどれだけの家庭で行われているでしょうか。

税の話題として教材は身近にあります。救急車や消防車、災害派遣の自衛隊のニュースなどは、税の必要性和使われ方についての教材です。また、サラリーマンの家庭なら親の源泉徴収票が、自営業者なら納税申告書がまさに生きた教材です。租税教育が充実しても税はなくならないでしょうが、少なくとも、未来の納税者の税務に対する理解は違ってくるはずです。

荻窪警察署管内の犯罪抑止状況について

講師：荻窪警察署 署長 佐藤昇



講演する佐藤荻窪警察署長

「空き巣被害」と「振り込め詐欺」に重点

平成3年から毎年内閣府で行われている社会意識に関する調査のなかで、「あなたが日本の国や国民について誇りに思うことはなんですか」という質問項目があります。そこには12項目の具体例がありますが、オウムのサリン事件があった平成7年を除いて、平成3年から10年まで、トップは「治安の良さ」でした。ところが、平成12年は4位、16年は6位。

これを裏付けるように全刑法犯の認知件数、これは犯罪があつて警察に届けた件数ですが、これが平成11年から戦後最高を更新してきました。そして、平成14年は都内の全刑法犯の認知件数は戦後最高を記録して30万件を超える状況になりました。こうしたことから警視庁では、

特に都民の治安に悪影響を与えるひったくり、侵入強盗、侵入窃盗(空き巣など)、性犯罪(強姦、強制わいせつなど)などを、平成15年から3年かけて、平成4年の水準まで落とそうじゃないかと総力を挙げ取り組んできました。その結果、以上のような指定重点犯罪がトータルで30万件発生していたものが24万件になり、平成4年の数字よりも約20%ほど下げることができた。大きな成果です。

犯罪発生が1000件で検挙率80%の町と、検挙率は50%だが犯罪発生50件の町のどちらに住みたいかというところ、やはり犯罪が少ない町ですね。いくら検挙しても、被害にあつた方の心の傷を癒すことはなかなかできない。特に性犯罪はそ

うですね。犯罪の検挙も大事だけれど、もっと大事なのは犯罪の発生自体を抑えることではないか。

荻窪警察においても、平成15年から犯罪抑止事務局を立ち上げまして、犯罪自体をなんとか減らそうということで、検挙と防犯の両面で対策を立ててきました。そのために、管内の犯罪の発生情報を地域の皆さん、行政、学校などにフィードバックしていく、なるべくリアルタイムで事件や被害の情報を発信していくことによって、地域の防犯力、抑止力を高めていくという取り組みをしてきました。その結果、平成14年には867件あった強盗、侵入強盗、ひったくりなどを昨年は438件に抑えました。

犯罪抑止対策は、警察の力だけではなかなか難しく、やはり地域の皆さんの協力を得ながら進めていかなければなりません。杉並区においても防犯パトロール隊を作り、荻窪の町でも48にわたる地域住民の自主的な防犯パトロール隊ができています。こうした皆さん方の地域の防犯力が、平成14年から比べて犯罪の発生を半減してきた大きな力になっていると思っております。

今後の課題ですが、昨年の10月から、侵入窃盗、特に空き巣が残念ながら増加

傾向にある。今年に入って昨日までに侵入窃盗が65件発生しています。昨年1月から2月の61件と比べても今年はちよつと増えています。

犯人は3人組で、環八通り沿いの1戸建て住宅を狙い、置いてある庭石やバルなどガラス窓を壊して侵入し、おそらく1人は見張りをして、2人が物色をする。現金のほかに、デジカメ、パソコン、液晶テレビ、貴金属、ありとあらゆるものを持っています。

我々も非常にショックを受けた事件ですが、施錠をして、補助錠までしてあつたお宅が被害を受けました。我々は、カギをかけ、さらに補助錠をつけるという防犯対策をしてきましたが、これは防犯対策の上をいく犯罪です。

次に多いのが振り込め詐欺です。去年1年間で32件発生しました。被害総額6千万にも上っています。そのほとんどが、「あなたの息子さん(ご主人)が痴漢しました。示談金が必要です。今、お金を振り込めば被害者も示談に応じると言っています」というようなもの。電話の向こうには警察官、弁護士、被害者の夫など、いろいろな人が出てきます。バックミュージックには必ず、電車の音、駅構内の音を流していて非常に臨場感にあふ

れている。

振り込め詐欺というのがあるのはわかっているが、いざ自分のところにかかってくると、自分の息子が痴漢をやってしまった大変だ、恥ずかしいとパニックになつてしまう。これが犯人たちの口です。昨年は32件ですが、今年はすでに9件、総額1千500万円も被害にあっています。だいたいが60歳以上の女性の方です。銀行や郵便局の方には、あわてて飛び込んで振り込もうとする人に声をかけてくださいとお願いしてありますが、2件ほど未然に防いでいます。

未遂はもつとあります。昨日あった110番。84歳のおばあちゃんからの電話で、孫が子どもを作ってしまった。両親には内緒で子どもを堕ろしたい。250万円を相手の父親名義の口座に振り込んでくれというもの。振り込もうとしたら、その口座は別の事件ですでに止められていたため、孫に確認したら振り込め詐欺とわかった。

警察官や弁護士が電話で「すぐ金を口座に振り込みなさい」などと絶対に言いません。そう言われたら「これは振り込め詐欺だ」というスイッチが入るようにしていただきたいと思っています。

今年は、こうした空き巣被害の防止、振り込め詐欺の防止、この2点を力を入れて、犯罪抑止対策を進めていきたいと思っています。



拍手で署長を迎える会員のみなさん



第1ブロック広報委員 井口悦明

「克服できるガン」パートⅡ

第1ブロック広報委員 井口悦明

生病院医学博士の水上治先生を講師に招き、講演していただきました。今回のテーマは前回研修の続編として行われました。私は前回の研修会は残念ながら参加することができなかったため、今回初めての聴講となりました。

癌というテーマについては、20代のころまではほとんど他人事のように思っていました。30代・40代と年齢を積み重ねるにつれ、切実に自分自身の問題として捉えるようになってきました。また、癌には遺伝的要因が強いとよくいわれています。私自身母を癌で亡くしているため、なおさら心配になる病氣です。

癌は不治の病と考えられ、癌の宣告は、死の宣告と同じだと考えられていました。しかし、近年では医学の発達と医療器具の進歩等により、早期癌の5年生存率は非常に高まってきているそうです。今回の講演では、各部位に発生する癌について、その早期発見のための検査方法、特に最新の検査についての紹介と受診頻度などについて、部位ごとに説明していただきました。また、それらの検査を実施する立場にある講師が自らほとんどの検査を受診しており、受診する側の立場に立った感想なども含めて説明し

ていただいたので、受講者の方々も熱心に聴き入っていたように思えます。前回のパートⅠでは、癌になる可能性を低くするための予防方法がメインテーマだったと聞いていますが、今回は、たとえ癌になつたとしても完治させる方法として、早期発見のための検査方法がメインテーマとなりました。

自分自身の身体のことであり、もし癌になつた場合、自分が困るだけでなく、家族や会社にも大きな迷惑をかけることになるので、とても役に立つ公演だったと思います。

最近、医療ミスなどのニュースを耳にすることも多く、検査を受けるだけでも不安になることもあるのではないのでしょうか。そのような中で、検査や治療方法についての知識をもつことにより、担当医に対する信頼性を判断する一助となるのではないのでしょうか。最近、我々患者側にとつてもっとも欲しいものは、信頼できる医者なのではないかと思うようになったのは、私だけでしょうか。そのような観点からも今回の公演がとても役に立つものであったと共に、この先生ならば信頼して治療してもらえないかと思える講師でした。

「これが荻窪法人会の魅力!と語れる組織づくりを」

聞き手／鹿野修二 矢澤規充

このたび源泉部会長に就任された上田仁士氏。これまで副広報委員長として活動された上田氏には、本誌142号まで「インターネットの利用法」の連載をお願いしてきました。「誌上パソコン教室」から続く長い掲載でしたが、上田氏が「できるだけ口語体にして、わかりやすくするよう心がけた」と語るように、会員の皆様から「わかりやすい」「役に立った」という感想が多く寄せられています。インタビューでは、少年時代の思い出、法人会との出会い、支部長として一言、源泉部会長としての抱負などをうかがいました。



勉強一筋の小学校時代

源泉部会長、また支部長として荻窪法人会を支える上田仁士氏は、昭和26年東京のお生まれです。高井戸で創業された会社は、上田氏が19歳のときに創業者であるお父さまが亡くなり、西荻に移転して現在に至っています。

「幼稚園から小・中学校と私立に通っていたので地元に友人があまりいなかったね。小学校では勉強ばかりしてましたよ。宿題が多いし、学校自体が塾みたいだった」

そんな勉強の成果で、中学入試では難関の武蔵と麻布に合格。武蔵中学から高校、大学へと進めました。お好きなスポーツはテニスとスキー。学校のクラブ活動は硬式テニス部。また、中学時代には毎年、春と冬に妙高にある燕温泉で行われたスキー教室に参加し、高校1年生で1級の資格を取得したという腕前です。中学1年の春に、父親が買ってくれたスキーの板は2m、今では考えられない長さ。荷物と板をかついでリフトを乗り継ぎ、上のほうまで歩くのが辛かったけれど、厳しい先生方のもと、しこかれて実力もついたといいます。

「中学・高校時代は、毎年、春ごろになると、落第するんじゃないかと思う

て寝汗をかくほど。まわりの人がみんな頭いいから、ほとほとまいりました(笑)。覚える勉強ばかりでなく、考える勉強もさせられたので、創造性の乏しい私にはつらかったです」

青年部会で人生勉強

大学生のころからアルバイトで仕事を覚え、卒業後すぐに(株)上田技術産業社に就職、35歳で代表となられました。創業者は国鉄に勤務しており、鉄道車両部品の開発を行っていました。お客さまが困っていることに對し、商品を開発・研究し、それを形にしてメーカーに製造してもらって販売する仕事です。国鉄時代には鉄道研究所が開発部門を担っていましたが、J-Rになってから研究は各社が外部に委託しなければならなくなっています。

「バブルのころは黙っていても注文書がバンバン来て、しかも値段は天井知らずで、同じ量でも2倍にも3倍にもなった。でも、忙しいときほど遊ぶのがおもしろいんです。めちゃくちゃ忙しいと、不思議と元氣が出る。営業なんか行かないで、夕方になると飲みに行っていました(笑)」

法人会の青年部会と出会ったのも、そんな血氣盛んなころのこと。社長になっ



てまもなく、たまたま出席した研修会で、当時の上席調査官・岡本氏の講演を聴いたことがきっかけでした。

「税務調査でね、帳簿ばかり調べている調査官は怖くないけれど、世間話をする調査官は、その話のなかからいろいろ聞き出して帳簿を見るから怖いという話を聞いたんです。それが非常に面白かった。その後、簿記講習会で再び岡本上席にお会いしたとき、『あのお話はおもしろかった』と言ったところ、前源泉部会長の保坂氏に紹介されました。保坂さんがいなかったら、法人会に入っていなかったかもしれない」と上田氏。「青年部会では、多くの人生勉強をさせていただきました。ほとんどお酒の席ですが（笑）」

法人会の魅力づくりを

青年部会長を経験され、現在は支部長としても活動されていますが、支部長の役職が最も大変ではないかとのこと。「支部のことを本当に考えて行動するのは大変な労力です。他の人には任せられませんが、支部を活性化するというのは並大抵の努力じゃできませんよ。しかも、本業の仕事をもっている人がやっている。法人会の委員長、部会長、会長にしたってボランティアですからね。」

実際に動いて会員数を伸ばすとなると本当に大変です」と、実行力のある支部長だからこそ、各支部長の苦勞を代弁するように語る上田氏。

「新しい人を誘うのはもちろんですが、すでに入っている会員の人にどんなサービスができていいのか、会員になって楽しいのか、そういう部分が見えてこない。これは理想論かもしれないけれど、『あそこに入るとこんなにいいことがある』という法人会の魅力を作らな」とね。

どんな会社でもグループでも、魅力がなければ誰も入らないか、入ってもすぐにやめていく。今の会員増強のやりかたは、どちらかというと力づく。『太陽と北風』の太陽が服を脱がせたように、入った人が『こんないいところだよ』と語れる、そういう魅力ある法人会になるべきだと思います」

最後に、源泉部会についてうかがいました。他の部会には経営者が出席する場合がほとんどですが、源泉部会の実務担当者が出席するため、法人会の中だけでも少々異質といえます。

「源泉部会の先輩方が盤石な基礎を作ってくださったので、私は何もすることがないくらいなんです（笑）。源泉部会では、実務担当の方が幹事になってくださり、会合の日程なども月末の忙

しい時期を避けるなど、出席しやすい日時を決めています。実際に経理に役立つ、もしかすると二番役に立っている会じゃないかと思うんです。しかし、源泉税の研修会だけでは飽きてしまうので、社会保険や雇用保険なども研修に取り入れて、マンネリ化しないよう幹事の皆さんが企画してくれています。ですから、経営者の皆さんにお願いです。経理の実務担当者が出やすいよう、業務命令だというくらいの感じで「行つてこい」と送り出してあげてください。私たちも、皆さんが来てよかったと思えるものを考えてやっていきたいと思っています」

母親が「仕事をやっていけるのか」と心配したほど無口だったという青年時代。「そう言う皆、笑うんだよね」という上田氏ですが、会社の営業にまわるなかで人知れず積み重ねてきた努力があったはず。今回も法人会のさらなる充実と発展のために、力強く語ってくださいました。



委員長座談会



委員長 座談会出席者 (敬称略)

総務委員長	柴田豊幸
組織委員長	志村正之
研修委員長	八方淑夫
厚生事業委員長	長及川晃司
税制委員長	中原章雄
社会貢献活動事業委員長	保坂房雄
広報委員長	鹿野修二
広報副委員長	矢澤規充

荻窪法人会は活性化されてはいるが、情報の共有化など見直す時期にきている

支部長座談会の意見を元に今回は7委員会の委員長を座談会にお招きしました。

「情報の共有化と横のつながりを考える」をテーマに意見の交換をしていただきました。支部長座談会の提案には活性化委員会の設置や理事会の在り方を考える方向でとの柴田総務委員長の発言もあり、各委員長には有意義な意見をいただき活発な座談会となりました。

情報の共有化の有り方

矢澤規充 広報副委員長 なぜ委員長座談会をということですが、私も今回広報のお仕事をさせていただいている中で、広報自体が各委員会とのつながりが必然的に必要だということもありまして、この間の支部長座談会ですとか、各委員長のインタビューとかを聞くにつけて、法人会の、情報の共有化がうまくいっていないのかなと思いました。

各委員長にお話を聞きながら、さらに法人会を活性化するにはどうすればよいか話し合いをしていただけではないかと思っています。

柴田豊幸 総務委員長 総務委員長の立場でいえば、皆さんが支部もブロックも含めて委員会がうまく活動ができるようにはお手伝いするというスタンスでやっているわけです。そういう中で過去からのいろんなことを含めて考えると、荻窪法人会は非常に活性化されていると感じておりますけれども、今以上に活性化することを考えると、今日のテーマにあります横のつながり、情報の共有化ということが必要だと思っています。総務としては、今までやってきたことをそつなくやるという考え方で基本的にはやってきている。それを考えると、もうちょっとやれないかなと思います。ただ、その

方向性というものはまた考えていかないと感じています。

志村正之 組織委員長 組織委員長として約1年過ぎたわけですが、前の委員長から素晴らしい内容で引き継ぎましたが、情報の共有化とか横のつながりは、特に大事だと思いました。というのは、組織委員会だけで組織を増強また拡充するのは、もう限界が来ているような気がしています。組織増強月間には特に、1社でも2社でも各委員会からお願いをしてくれということも話をしているわけです。そんなことを考えると、横のつながりとか情報の共有が必要じゃないかなと思っています。

八方淑夫 研修委員長 研修委員会としては、今までやってきた研修に関して、しっかりとやらなくてはいけない、これは基本として持っています。そして、情報の共有化に関しては講師の派遣など署に大変なご協力を頂いている各研修を会員の方々にきっちりとお知らせをする。そして、未会員の方たちにもオープンにしてメリットとして認識を頂き、新規会員獲得に役立てる、このような流れを作っていきたい。

それから、いまブロック研修会はブロックの中でタイアップしながらやっていますが、支部研修会というのも大事で、法人会は、支部が活性化して、ブロッ



柴田豊幸総務委員長



志村正之組織委員長



八方淑夫研修委員長



及川晃司厚生事業委員長



中原章雄税制委員長



保坂房雄社会貢献活動事業委員長



鹿野修二広報委員長

クが活性化して、それで全体が活性化
すると思いますので、研修委員会として
支部研修会をこれからもサポートしてい
きたい。

ただ、だんだんやっていくと研修とい
うのは形骸化してきてしまうので、何か
常に新しいことに取り組みたいなど。支
部研修会もその一つですが、ずっと研修
委員会がやっていくのではなく、道筋は
研修委員会がつくって、その後は支部あ
るいはブロックが主体になって研修をやっ
ていただく。研修委員会としてはまた
新しい研修方法を考える。そんな形が
できたらいいのかなと思っています。

及川晃司厚生事業委員長 厚生事業委
員会としては、花火大会とか、日帰り
研修旅行とか、異業種交流会とかやって
いますけど、あと今やっているのが荻窪
法人会マーケットです。入っていただく
のはいいんですけど、もっと使ってい
だきたい。マーケットを利用していただ
いて。会報も見えていただいているのか、
それがすごく気になっているんです。
法人会は異業種交流の場なんです。
異業種交流をもうちょっと活発化して、
法人会ってこういういいところなんだと
か、いいものがどんどん出せばいいな
と思います。

ただ、皆さん、異業種交流会など、1
回来ればすぐ仕事をいただけたらと思っ

ている方がいる。そうじゃなくて、皆さ
ん友達になったり、真の仲間ができた
り、商売の話をしたり、仲間の情報交
換などしていただきたい。直接じゃなく
ても、紹介で仕事をもらったとか、そう
いう話が、ぼちぼち出ています。異業種
交流というのは法人会のかなめだから、
基礎だから、もうちょっと活発にしてい
きたい。参加していただきたいと思っ
ています。

中原章雄税制委員長 税制委員会に籍
を置かせていただいて、正直、税制委員
会というものに対する考えが頭になっ
たんです。それで、第1回の委員会のと
きに、どういう活動をしていくのかとい
うことで、皆さんからの意見をまず聞い
てという感じで始まりました。僕自身が
抽象的に考え過ぎたのか、それをもっと
わかりやすく具体的に考えられないか
何がしの形ができないかとか、そういう
ことを考えていたんです。

実際の活動としては、税制改正要望大
会に6、7人で参加したという話と、そ
れから私は東法連の委員長会議に参加
した、それから委員会があったという程
度のことだったんです。

なかなか具体的なことがわからないま
ま来ていますが、署とお話をする機会が
あって、税務署としてはこういうことを
言いたいんだということをふまえた上で

委員会というものがどういう形で動くの
か。単純に下からの要望をただ上に上げ
るよというような考えだけのほうがいい
のか。その辺をまた皆さんともお話しし
て、ということには考えております。

それだけに、皆さんに何をアピールし
ていいかということが非常に現時点でわ
かりにくい。その辺は、よく私が解釈を
しなきゃいけない部分かとも思います。
税制委員会としては、今年1年はあま
り活発ではなかったかもしれないですけ
ども、状況としてはそういう感じですよ。

保坂房雄社会貢献活動事業委員長 今年
は1年目なので、前期の事業の計画に
沿ってやってきた。現実に社会貢献は、
他の委員会と立場が違うみたいな気は
するんです。社会貢献をすることによっ
て法人会自体をもう少し一般に広げると
いうか、そういう宣伝効果の委員会か
なというような気はしているんです。

前期までは、チャリティーコンサート
ということで「荻窪音楽祭」に相乗り
してましたが、今回、日本盲導犬協会
に全額寄附した。皆さんも満足して、い
いことをやったなという感覚でそれは終
わらせてもらったんです。そういうこと
で、いろんなところにわずかな金額でも
努力してやっていきたい。

あと、プリペイドカードも、まだ皆さ
んにあんまり宣伝はしていないという



それぞれの現状報告をする各委員長

う事業をやらせていただくことになりました。

鹿野修二広報委員長 この座談会の発端になったのは、支部長の座談会で、情報の共有がなくて支部同士が何をやっているか全くわからないという話があった、広報委員会が怒られました。スケジュールだけでもいいから載せろという話がありました。

じゃあ広報委員会では何ができるのかということ、活動計画書とそれの報告書をなるべくシステム化して各支部、各委員会に送って、それを毎月必ず上げてもらって、それをホームページなり会報に載せていく。まず、そういうところから情報の共有化をはかりたい。

ブロック選出の委員を通して情報を

矢澤 例えば先ほど及川委員長から広報誌を見ているのかなという意見がありました。逆に言えば広報もこういうふうにやってくれよとか、委員会同士でもう少し力を貸してもらえれば、さらに事業的にはうまくいくんじゃないかと思えます。

及川 ただ、各支部長さんが委員会がやっていることがわからないというけど、毎回、厚生でも組織でも、委員会

だけじゃなくて一般の方にも募集をかけていますよね。それである程度のことはわかると思うんだけど。それと、会報を読んでいたけど、1割しかわからないところが3割、4割までわかりますね。多少委員会としても出す情報が少ないかもしれないけど、広報誌を見ていただければ、ある程度わかると思うんです。

います。それが組織運営だと思っています。その方たちがきちっと報告をしていただいて、それで各ブロックなり支部にのりてくる。そういう流れは一つある。

鹿野 この間言われたのは、スケジュールが全部載っていないので各支部の活動がよくわからないという支部長がいて。もつと参考にした。例えば研修なんかでも、各支部がもつといろいろ情報が交換できれば、そういう研修会をやっているんだしたら、うちもそういうものを参考にしてみたいとかそういう話です。

横のつながりはどうかという、各委員会に各ブロックのこういうことをやっているという報告があるわけです。ですから、本来なら、その横のつながりのために各ブロック代表が出ていらっしゃるので、まずそこをもう一度整理するということが一つです。かといって、タイミング的な問題があつて、委員会を開催した後ブロックの中の幹事会があるとは限りませんので、タイミングがずれたりといった部分もあると思いますので、その辺の補完としては、例えばホームページ上にそういう部分をつくるというのはあると思う。

及川 逆に言えば、支部研修会など、ほかの支部の方も来ていただいてもいいじゃないですか。

そのために、我々の委員会としても、資料を広報委員会に提供をすればいい。

鹿野 そういうことです。

もう一つは紙ベースの発送もありますよね。それは、言ってみれば全会員発送をしているわけです。見てくれているかどうかというのは、ホームページ上にアップしても全く同じ問題が出てくるわけです。そこはずっとつきまとう話なので。逆に言うと、委員会として地道にPRしていくしかないと思います。

鹿野 だけとは限らないと思います。いろんなことを含めてだと思っています。

資料を広報委員会に提供をすればいい。

八方 基本的に、各ブロックから代表の方が委員会に出て行っていると思います。その意味合いはどういうことかという、そのブロックに帰って報告をお願いします。

矢澤 予算の問題もあつて、各委員会です。その意味合いはどういうことかという、そのブロックに帰って報告をお願いします。

か、多分皆さん耳に入っていないから、私ももう1人、2、3人しかプリペイドカードを持ってきたいていない。微々たる金額ですけども売れるらしいんです。切手と同じで、それを、売って後進国に寄附金を渡す。そういうことも法人会の皆さんに協力していただきたい。

私自身、どういう社会貢献事業をやったらいのかなと。自分でもこの1年間考えて、予算がないから、お金でやらなくてもできるのかなという気もします。が、何かやろうとするとお金がかかるので、皆さん意見がありましたら、教えてください。

今回、厚生事業委員会から、一緒に事業をやらうじゃないかと声がかかったの、ありがとうございますということ、日本盲導犬協会に見学に行くとい

柴田 今日のテーマは横のつながり、情報の共有化ということですけども、それをきちんとしていくためには、各委員会、ブロック、支部が自分のところの役割を明確にしておかないと、逆に情報の共有化、横のつながりができなくなるといのは組織論としてあるので、それを明確にした上で、今言った協賛、あるいは一緒にやるということは、僕はいいと思います。

例をとって言えば総務委員会がブロック対抗のゴルフをやっています。あれは総務委員会の役割としてどうなのかとか、先ほども話が出たけども、前は税制委員会、本来は研修委員会がやるような研修をやっていたり、研修についていえばそういうことを事業としてはやっているの、お互いにどっちがどうなのかということがわからなくて遠慮しちゃう。その結果として情報が共有化されないということにつながってくる場所がある。

予算についていえば、今のテーマとちよつと外れますけども、今の法人会の予算の実態を考えたときに、事業で、できれば補助金がなくてもそれだけで収支が合う、あるいは稼ぐということと考えられないのかなと。もちろん、参加される方、法人会の皆さんが納得するとうか、喜んでいただく、お役に立てると

いうことで、なおかつ法人会がある程度利益が出るというのが一番いいと僕は思うので、それは工夫によって可能だと思ふんです。

保坂 そういうことでは、プリペイドカードなり、そういう事業をやればさほどかからないんです。女性部会のほうで切手をやっているから、法人会でそれを宣伝してもらえね。だけど、基本的に皆さんの協力体制がないんだよね。

及川 ただ、宣伝がまだ足りないんだよね。だから、広報誌で女性部会はこのうものを集めていますとか、こういうことをやっていますとか、毎回、小さくいいから載せてあげてもいいんだよね、ほんとは。

八方 最初に出了たアイデアとしては、支部で、やつぱり予算の問題があるんです。ブロックだとちよつと大きくなるので、研修委員会の中で出してきたのは、支部同士が研修会をやっている、それだから研修委員会としてもバックアップできないかなというので。ただ、これは、全部やれということじゃなくて、希望のところに計画書を出していただいて、それをやる。

柴田 それも結局、ほかのところはどういうことをやっているかがわからないからそういう結果になると思うけど、それだけじゃない、それも大きな要因だとい

うことなので今こういう話し合いになっている

広報は、みんなにお知らせすることが重要だと思ふんです。みんなが協力してくれない、わかっていない、見ていないというのは、見てもらう、協力してもらふことをこちらがやっていないというほうに考えたほうがいいと思う。向こうが悪いんじゃない、こっちがちゃんとやっていないから向こうがわからない。そういう発想でやっていけばまた大分違うと思います。

志村 今の話は、一緒に物事をやろうと。それは、予算云々は別に、人が集まらないというのもあるでしょうけども、僕の立場としては、せつかくの各委員会ですから、なるべく別々にやってもらったほうがいい。各委員会が活発にやってくれば、それこそ組織委員会のためにもなるし、宣伝にもなるわけですから。

今の話はみんな内への宣伝ですよ。

我々は外に宣伝しなきゃいけない。立場が全然違うので。一つはドロップする人を防ぐというのは、皆さんがやってくれれば、組織委員会がやらなくても防げると思う。今聞いていると内向な意見でそれは当然、今この組織をキープしている人たちのための委員会ですが、もう一つ、改めて委員会があるときは、新しい会員をふやすということもテーマにしてもらって、ぜひよろしく願ひしたい。

保坂 基本的には社会貢献活動事業委員会では一つ事業がふえたわけですが、簡単に言えば。今まではそういうことはできなかったわけだから。それを相乗りさせてもらってお金を使わないでできる。

入会のメリットは何に

志村 組織委員長として思うのは、メ



白熱する意見交換

リットメリットってあまりにもえげつない人ばかり、メリットは何ですかという人が多過ぎるから、その辺を皆さんで意識改革してもらわないと、考えが何でもメリットなんていうと、ああいうホリエモンみたいになっちゃう。

及川 ただ、メリットメリットって言われるかもしれないけど、法人会は、こういういいものをやっていますよと、それで賛同してくれて入ってくれる人も大勢いらつしやると思うので、メリットって言われたら、逆に、あなたたちはどういうことをやっていますかと聞きたいぐらいのことはありますよね。

志村 いずれにしても、支部、ブロックの人たちに、今の会員の人たちに、もう少し法人会に関しての、ほんの少しだけ、会合に出たり、今言われたように、来たら案内を見るとか、各委員会を中心に、そしてそういう方向に持っていければ。

及川 逆に言うと、マーケットなんかほとんど使っていないです。皆さん頑張つて、普通だったら値引きなんかしたくないのに、これだけのことをやっているんだから。別に手数料をいただいているわけじゃないし、どんどん宣伝していただいで使っていたらいい。まだ浸透していないんじゃないかと思うんです。中原 昔、「何で会員の増強、会員の勧奨をしなきゃいけないんですか」と言っ

て怒られたことがあったんです。話として、勧奨をしないと何で入らないんだろ、魅力があれば、入りたいと思うようにすればいいんじゃないのと思ったんです。具体的にはどうするんだという話になるとすごく難しいことですけど。

メリットどうこうというのが一番話としては早いんでしょうけど、組織委員長がおっしゃった、メリットメリットってあんまり言われるのも何なんだろう。極端な話が、(交通)安全協会へ入ったら違反を見逃してくれるのかというような話につながるような感じがあるんです。そういう意味では確かに、メリットメリットってあんまり言うのも嫌なんです。

税制っていうのはちよつとわかりづらい。法人会は、納税ということが主体でいっていると考えているんですけど、僕らは、だけど税制委員会というのは、それに対して自分たちは何を要望するのかという話になってくるわけです。

だけど、税の話になるとどうしてもちよつと皆さんがウツと感じがする。そういうことを、厚生なり社会貢献でわかりやすく皆さんに浸透させましようとか、そういうことでのアピールもあると思う。みんなが法人会というものを、どんなところなのという意識を持ってもらうようなアピールの仕方はないのかなといつも思うんです。



的を射た意見に納得

矢澤 内側が充実してくれば、それイコール、アピールというか。

中原 そういうことになるかな。わかりやすさと単純に言うとななるかな。もちろんそんなに簡単にはいかない話だから、その辺がいつまでたっても結論が出てこないのかもしれない。

勧奨をしなきゃ入らない、もつと言うと、勧奨に行っても「いや、結構です」と。そうじゃなくて、「法人会さん、よく看板を見るけど、こういうことをやっているの」と言ってくれるような形に持っていくにはどうしたらいいのかなというところを考えると、ちよつとでも前に行けるかなと思うんです。

委員の役割と選出

鹿野 僕の意見じゃなくて、144号の支部長の座談会で出てきますけど、ある支部でAED(自動体外式除細動器)の講習会をやっています。

心臓のマッサージの。非常に人数が集まったというのがありまして。こういうことをやることによって法人会を知らせる意味があるんじゃないかという話がありました。

広報としてはそれをバックアップする。管内でAEDを設置している場所を今ホームページ上に載せてあります。そういうことを通じて、ふだん法人会とは全然関係ないけれども、AEDがあるところがわかる。そういうことはメリットかどうかわかりませんが、それによって万が一命が助かることがあれば、それにこしたことはないわけです。

全然話は変わりますが、先ほど八方さんがおっしゃった、広報委員会に限って言えば、全部のブロックの委員の方が委員会に出てきてもらっているとは限らないので、広報委員会でやった話をブロックに戻してくださいという話が難しい、一回も出てこれない方がいる。

そのあたりの選出の仕方によっては、委員会の活性の仕方が全然違うだろうと思うんです。

及川ブロック長がもうちょっと出ていた
だけのような人を選んでいただいで出
していただきたい。私の委員会も、全然
出ていらつしやらない方が何人かいら
つしやるんです。

八方 研修委員会はほとんど出てきて
いただいでいるので、そういう意味では、
委員の方は当然やっていただいでます。

というのは、ブロック研修があります
で、ブロック長とよく話をしないと研
修委員会に報告できない。

あるいはその部分で情報を共有化し
ないと前に進めない。

また、研修委員会は、委員の方たち
が動いていただかないと委員会が動か
ない。私がやってどうかというものが
ほとんどないのですから。例えば研修
会をやるにしても、委員の方たちが受
付けをやっていただかないとできない
か、司会をとか、そういった部分があ
る



座談会も大詰めに

ので、そういう意味ではうまくいって
るんじゃないかなと。

特に、ブロックを飛び越えて例えば支
部研修会なんかやるときに、ブロック長
が知らないとか、そういうのは避けな
いといけないと思います。何か違うよう
なことになるのは注意しているところ
です。

体系的に見直す時機 にきている

矢澤 いろいろご意見が出ていて、いま
法人会一つの曲がり角ということで、
会員を誘うにしても、現会員をつなぎ
とめるにしても、体系的に見直すとい
うことが一つ必要だと思ふんです。ブ
ロックの選出法にしても、意外とお互
いの委員会で違いがある。

柴田 いろいろお話を聞いている中で、
各支部だとかブロックだとかが、やっ



(左)初めての司会を務めた矢澤広報副委員長

いいことと悪いこと、その辺がわから
なくて結果的にやらない。例えばさ
っきのAEDの話でも、荻窪法人会とい
う組織がそういうことをやっているの
かどうかわからないけど、やっ
ちやおうとやれる人と、やらない人
とが出てくる。

そういう意味で、去年の夏に理事研
修会をやりましたが、その辺をも
うちょっと明確にして。特に支部に
ついては、何はやっていいとか悪い
とか、こうしてくださいというのは
実際にはないんだよね。だけど、組
織である以上、組織としてのそれぞ
れの細胞の役割とか、そういうもの
をつくっていくってやらなきゃい
けない。

それと、各委員会ももうちょっと、
ブロックの委員会もあるけれども、公
の目につくところへ、だれでも見て
いるところへ、報告なり計画なりを出
していかなくちゃいけないと思ふん
です。そういうことをやる意味で、活
性化委員会がいろいろあるのか、ど
っちかわかりませんが、もつと総務
委員会はしっかりしないのか、もう
一つは、常任理事会なり理事会な
り、もう少し情報の共有化を計る。前
回の理事会のときに、幾つかのブ
ロック、委員会から活動状況の報告
をしていただきましたけども、ああ
いうものをもつとやっていかなく
ちゃいけません。

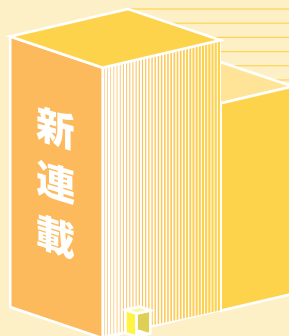
志村 活性化委員会、それは総務委員
会にある程度、そういうことをやっ
てもらうようなポジションをつくって、
今年には法人会としての活動方針を
改めて発表してもらおう。要するに、
外に向けてやるという、講習会を今
年は強力にやりましょうと。各委員
会の中の講習会じゃなくて、アク
ティブな講習会みたいな。

矢澤 意識改革が必要な時期。先ほ
ど、稼働するようにとおっしゃった
こともそういうふうで。

今までは何かメリットを受ける、こ
れからは自分たちがつくり出して、
会をその費用で運営していくとい
うような意識改革のときだと思ふ。

及川 やっぱ交流だよ。ただ会費
だけいただいでいる方が随分いら
つしやるけど、ちよつと出やすい場
所をつくってあげて、こういういい
ことをやりますよと言え、そういう
いいところから入っていきなかつた
など。意識改革とさつきから言っ
ているけど、本当にそうですね。

柴田 実際にはいいことをいっ
ぱいやっているのに、今やっている
ことを、1年間の各委員会、支部、
ブロック、皆さんがやっていること
を集めて発表すれば、こないだい
いことをやっているんだとみんな
思うと思ふんだよね。それを知らせ
ることが必要だと思ふ。



第1回

平成18年度

今話題の 税制改正 (法人税編①)

税理士 小林 誉光

このコーナーは、話題になっている税の話や、法改正の話などをわかりやすく解説していきます。こんな話題を解説して欲しいなどご要望があればリクエストをお待ちしています。法人会事務局までご連絡ください。

平成18年度税制改正はこうなります

今回は、平成18年度の税制改正項目について、
会員の皆様に関係ある法人税の項目を簡単に説明してみたいとおもいます。

◎今回の税制改正につきましては、5月18日に説明会を開催いたします。ご案内のハガキは、4月24日に発送予定です。

【1】同族会社の留保金課税制度の見直し

(1) なぜ、この制度が設けられえたのか？

①「同族会社だけ配当しないで内部留保するのは不公平では」

同族会社の場合、会社オーナーである株主は、役員またはその親族であるため、株主に対して配当しないことが可能であり、株主が受け取る配当金に対する課税（所得税）を免れることを可能なため、会社はその分を社内内部留保できます。これを無制限に認めると、株式を公開し株主に配当を行っている会社（公開会社）との間に、課税の公平が保てなくなります。

②「個人形態と法人形態で税負担の格差があるのは不公平では」

同族会社については、少数の株主が意思決定権を有するため、イ「法人所得を役員報酬などを通じて分割すること」や、ロ「法人所得を内部留保すること」によって所得税の累進税率を回避することが可能になります。特に、ロについて、配当を行わない限り個人所得税の課税を免れることとなり、同じ所得で法人形態（法人）と個人形態（個人事業主）で「税負担の格差」があるのは不公平であるといえます。

③課税の公平を確保するため設けられた制度です

前記の①②の不公平を解消すべく、法人の内部留保について、一定の限度額を超えた部分について、（通常の法人税とは別に）特別の法人税を課税することにしました。

(2) なぜ、改正や廃止が要望されてきたのか？

①「同族会社のほとんどは、資金調達能力が乏しい中小企業なんです」

株式を公開している公開会社は、一般的には「大企業」である。このような会社が「中小企業」に比べ、資金調達能力があることは株式を公開していることから明らかです。また、大企業の配当後の内部留保額は、配当していない中小企業の内部留保額には比べものにならないほど多額なのです。だから、法人会では内部留保額に対して、通常の法人税とは別に、特別の法人税を課税することはやめてほしいと要望してきました。

②「個人形態と法人形態との税負担格差は相当縮小してきている」

この制度の制定当初（昭和40年代）は所得税の最高税率は75%、法人税率は35%に比べて両者の格差は縮小している現状においては、課税の根拠は弱まってきているため、法人会では留保金課税制度の廃止を要望してきました。

(3) 平成18年度改正での変更点

「留保金課税の不適用対象法人の範囲」が拡大されました。これにより、留保金課税の対象となる法人は、大きく減少することになります。

①「同族要件を縮小する」ことで不適用法人の範囲を拡大

対象法人は「下記の要件に該当する法人」に変更されました。

（現行）「上位3株主グループ」の持株保有割合50%超となる法人

（改正後）「上位1株主グループ」の持株保有割合50%超となる法人

②留保金課税とされない内部留保限度額を拡大 ↓ 「内部留保しても課税されない部分を拡大しました」

留保金課税は、内部留保額から「内部留保しても課税されない部分（以下「留保控除額」という）を控除してもなお留保額がある場合に、特別の法人税が課税されます。したがって、留保控除額の拡大は、この制度の不適用範囲の拡大に繋がります。

留保控除額は、3つの基準で計算した金額（イ所得基準額、ロ定額基準額、ハ積立金控除額）のうち最も多い金額を採用します。今回の改正では、イとロの範囲を拡大するとともに、新たに「ニ自己資本比率基準額

基準（中小法人のみが適用）」が設

けられました。

③ 租税特別措置法により不適用措置の廃止延長（改正により不適用措置が廃止になる法人）

【2】交際費の損金不算入の特例の延長と課税範囲の明確化

（1）平成20年3月31日まで2年間延長します。

法人税法では、交際費について「冗

費の節約」の観点から、原則とし

て全額が損金不算入となっていま

す。ただし（特例措置として）、中

小企業者（資本金1億円以下）に

ついては、事業活動や販売促進活

動を行ううえで不可欠なため、法

人税の課税所得の計算上「一部損

金算入の特例措置」を（期間を定

【3】中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の延長等

（1）「30万円未満は一括損金計上

が「2年間の延長」となりました。

平成15年度改正で創設されたこの制

度は、資本金1億円以下の中小企

業者等が取得原価30万円未満の減

価償却資産を取得し、事業に供した

場合に、取得価額の全額を損金算入

（即時償却）できるものです。この制

度の期限を2年間延長し平成20年

3月31日まで2年間延長されます。

（2）特例利用について「年間合計

「イ」設立後10年以内の中小企業者

（平成12年度改正にて新設）

「ロ」自己資本比率が50%以下の中

小法人（不適用措置が2年間延長と

【2】交際費の損金不算入の特例の延長と課税範囲の明確化

（1）平成20年3月31日まで2年間延長します。

法人税法では、交際費について「冗

費の節約」の観点から、原則とし

て全額が損金不算入となっていま

す。ただし（特例措置として）、中

小企業者（資本金1億円以下）に

ついては、事業活動や販売促進活

動を行ううえで不可欠なため、法

人税の課税所得の計算上「一部損

金算入の特例措置」を（期間を定

【3】中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の延長等

（1）「30万円未満は一括損金計上

が「2年間の延長」となりました。

平成15年度改正で創設されたこの制

度は、資本金1億円以下の中小企

業者等が取得原価30万円未満の減

価償却資産を取得し、事業に供した

場合に、取得価額の全額を損金算入

（即時償却）できるものです。この制

度の期限を2年間延長し平成20年

3月31日まで2年間延長されます。

（2）特例利用について「年間合計

なる法人）

「ハ」中小企業新事業活動促進法の経

営革新計画を受けた中小企業者で経営

革新のための事業を実施しているもの

【2】交際費の損金不算入の特例の延長と課税範囲の明確化

（1）平成20年3月31日まで2年間延長します。

法人税法では、交際費について「冗

費の節約」の観点から、原則とし

て全額が損金不算入となっていま

す。ただし（特例措置として）、中

小企業者（資本金1億円以下）に

ついては、事業活動や販売促進活

動を行ううえで不可欠なため、法

人税の課税所得の計算上「一部損

金算入の特例措置」を（期間を定

【3】中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の延長等

（1）「30万円未満は一括損金計上

が「2年間の延長」となりました。

平成15年度改正で創設されたこの制

度は、資本金1億円以下の中小企

業者等が取得原価30万円未満の減

価償却資産を取得し、事業に供した

場合に、取得価額の全額を損金算入

（即時償却）できるものです。この制

度の期限を2年間延長し平成20年

3月31日まで2年間延長されます。

（2）特例利用について「年間合計

【4】中小企業投資促進税制の見直し・延長

導入前にもう二度要件を確認しましょう

（1）またまたご好評につき、2年

間の延長でございます

青色申告法人である中小企業者等

が取得する機械装置等に対して「①

初年度30%の特別償却」または「②

7%の税額控除（この税額控除は、

特定中小企業者に該当する法人のみ

適用できます。一定要件のリース資

産についても税額控除を適用できま

す」が認められる制度です。平成

10年に創設されたこの制度は、今回

の改正で対象資産の見直しをおこな

い、適用期限を2年間延長します。

（2）中小企業者等とは？

① 中小企業者等とは？

これは、資本金または出資の金額が

1億円以下の法人（大規模法人の

子会社を除く）、資本金または出資の

ない法人で常時使用する従業員が

1000人以下のものをいいます。

② 特定中小企業者とは？

これは、資本金または出資の金額が

3000万円以下の法人をいいます。

（3）対象となる資産も変わっていますのでご注意ください

① 改正後も引き続き対象資産とな

るもの↓廃止となった資産あります

ので、ご確認ください。

「イ」電子計算機で取得価額120万

円以上のもの（リースの場合は、リー

ス総額160万円以上のもの

「ロ」機械装置で取得減価が160万

円以上のもの（リースの場合は、リー

ス総額210万円以上のもの）

「ハ」車両総重量3・5t以上の貨物車

「ニ」内航運送業および内航船舶賃

渡業の用に供される船舶（リース税

額控除は除外）

② 改正後に新たに対象資産になるもの

デジタル複合機（デジタル複写機は

廃止）で取得価額120万円以上の

もの（リースの場合は、リース総額

160万円以上のものソフトウェア

③ 改正により対象外となった資産

デジタル複写機、ファクシミリ、デ

ジタル交換機、デジタルボタン電話

設備、電子ファイリング設備、マイ

クロファイル設備、ICカード利用

設備、冷房用または暖房用設備

（3）この制度は特別償却か税額控除のどちらか一方の適用しかできませんのでご注意ください。

法人会では、会員の皆様の声を税制に反映すべ

く、活動をおこなっています。今回は、平成18

年度税制改正法人税編②を予定しています。



小林 光光氏

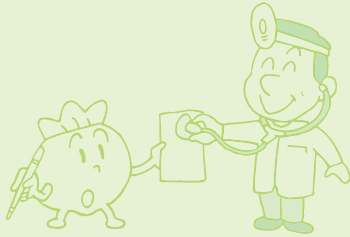
平成18年度税制改正

政府の基本方針決まる！

政府は、平成18年1月17日、平成18年度税制改正の要綱を閣議決定しました。主な内容をお知らせします。

税目および項目	現 行	改 正 案	備 考
＜所得税＞ ●税率構造	10%、20%、30%、37%の4段階による課税（個人住民税については、5%、10%、13%の3段階による課税）	5%、10%、20%、23%、33%、40%の6段階による課税 （個人住民税については10%の1段階による課税）	平成19年分以後の所得税について適用
●定率減税	所得税額の10%相当額（限度額12・5万円）を所得税額から控除（個人住民税は所得割額の7・5%を控除。限度額2万円）	廃止	所得税については平成18年分、個人住民税については平成18年度分をもって廃止
＜法人税＞ ●同族会社の留保金課税	（1）対象法人 同族関係者3グループで株式等50%超保有 （2）留保控除（以下のうち最も多い額） ①所得基準：所得等×35% ②定額基準：1500万円 ③積立金基準：資本金×25%－利益積立金 （3）不適用措置 ①設立後10年以内の中小企業 ②中小企業新事業活動促進法の経営革新計画承認企業 ③自己資本比率50%以下の中小企業	（1）対象法人 同族関係者1グループで株式等50%超保有 （2）留保控除（以下のうち最も多い額） ①所得基準：所得等×50% （大企業は所得等×40%） ②定額基準：2000万円 ③積立金基準（同左） ④自己資本比率基準：自己資本比率30%到達までの額（中小企業のみ） （3）不適用措置 ①中小企業新事業活動促進法の経営革新計画承認企業	課税対象の限定、留保控除の引き上げにより中小企業にとって不可欠な内部留保の充実を支援する措置
●役員給与との損金算入のあり方の見直し	（1）定時定額要件 一月以内の期間を単位として定期的に同一の額を支給する役員給与とを損金算入 （2）実質一人会社の社長報酬の損金算入 オナリー社長報酬につき、法人段階で損金算入、個人段階で給与と所得控除が利用可能	（1）定時定額要件の緩和 あらかじめの定めに基づいて確定額を支給する役員給与とを損金算入 （2）実質一人会社（※）の役員報酬の損金不算入 オナリー社長報酬につき、給与と所得控除分を法人段階で損金不算入	（※）同族関係者で株式の90%以上を保有し、常務に従事する役員の過半を占める会社 （※）適用除外 ①所得 （課税所得とオナリー社長報酬の合計額）が800万円以下の場合 ②所得3000万円以下で、社長報酬の占める比率が1/2以下の場合



●中小企業者等の少額減価償却資産の特例の延長	資本金1億円以下の中小企業者が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、全額損金算入が可能	上記の特例について2年間延長適用。ただし、損金算入の上限を300万円（現行は上限無）に引き下げ	この規定は平成18年4月1日から平成20年3月31日までの措置
●産業競争力のための情報基盤強化税制の創設	資本金1億円以下に限り認められている損金算入特例がある (損金算入限度額計算式) 定額控除額(400万円)×90% 	情報セキュリティ強化と国際競争力強化の観点から、高度な情報セキュリティが確保された情報システム投資を促進し、情報基盤を強化するための税制上の措置（税額控除10%または特別償却50%の選択適用） (対象投資の内容) 1 OS(※)およびこれと同時に設置されたサーバー 2 データベース管理ソフトウェア(※)およびこれと同時に設置されるアプリケーションソフトウェア 3 ファイアーウォール(※)	(※)ISO/IEC15408に基づいて評価・認証されたもの 
●交際費の損金算入の特例の延長および課税の範囲の明確化	物納不適格財産の基準が不明確、手続きに長期間を要す等の問題があった (取引相場のない株式の物納不適当要件) ・譲渡に関して定款に制限がある場合 ・売却できる見込みがない場合	上記の特例が2年間延長されるとともに交際費の課税上の範囲の明確化を計る措置が講じられることになった。 具体的には 「実務上、一人当たり3千円が交際費と会議費等の区分の目安とされていたが、交際費とは別に一人当たり5千円以下の飲食費(役員員間の飲食費を除く)について損金算入を認めることを明確化する。」	特例延長と課税範囲の明確化が実現することにより、販売促進の手段が限られている中小企業の事業活動の円滑化を図る措置
●事業承継の円滑化に資する税制の整備	●相続税制	物納不適格財産の基準が法令で限定・明確化・手続きの迅速化等が図られる (取引相場のない株式の物納不適当要件) ・法令で限定的に規定(取引相場のない株式に特有のものとしては譲渡制限株式のみ)	許可基準の緩和等の手続きの改善により自社株式の物納が増加し、中小企業の事業承継の円滑化に資するための措置
●土地・住宅税制 ●登録免許税	・土地売買による所有権の移転登記 20/1000 ・土地所有権の信託の登記 4/1000	同上 10/1000 同上 2/1000 	この規定は平成18年4月1日から平成20年3月31日までの措置

SHAKAI KOKEN KATSUDO JIGYO

社会貢献活動事業委員会

日帰りバス研修会

とても有意義で、
楽しかった

日帰りバス研修会

社会貢献活動事業委員会 小川美那子

突然、事故が何かに目が見えなくなったら、あなたはどうしますか？

平成17年11月に、社会貢献活動事業委員会がピアノのチャリティコンサートを行い、日本盲導犬協会に募金を寄付しました。その縁で、今年の日帰りバス研修会は、厚生事業委員会と共催で、日本盲導犬協会の神奈川訓練センターを見学することになりました。

私は動物は大好きですが、盲導犬の訓練センターと聞いて、優しいワンちゃんたちがハードな訓練を強いられているイメージを持ち、あまり気が進みませんでした。正直に言うと、役員だから仕方なく参加したのです。ところがこの研修会で、純粋な動物たちに、たくさん愛と健気を教えてもらいました。

盲導犬は、視覚に障害のある方の希望の光になりたいと望むワンちゃんだけが、訓練を受けるのだそうです。訓練が好きでないワンちゃんは、大好きな里親に貰われていたり、繁殖犬になったりと・・・別の道を歩むそうです。そして子犬の約4割

が盲導犬になるそうです。

訓練士の方々は危険を教える場合のみ怒り、それ以外は誉めて誉めて教えるのだそうです。「グッド、グッド」と頭を撫でながら、心から誉めてあげると、犬ももっともって誉めてもらおうと、喜んで訓練に励むとのこと。逆に怒ってばかりいると萎縮してしまい、本来の才能を発揮しなくなる。

これは、人間も同じだと思います。私たちも、つい感情的になって怒る場合がありますが、怒ることの大切さと難しさを、訓練士の方と盲導犬たちに教えられた思いがしました。また盲導犬ユーザーの須貝守男さんが盲導犬のリンディを伴って会場に現れ、生の声を聞かせてくださいました。

「リンディと出会い、リンディと歩くようになってから、歩行の速度や安全性は格段に高まりました。私の活動範囲は大きく広がり、娘の小学校のPTAの活動にも参加することもでき、リンディは歩行のパートナーとしてだけでなく、人生のパートナー、大切な家族の一員になっています」

そうおっしゃる須貝さんは、一見視覚に障害がある方のように見えませんが、彼は、彼が非常に明るく、自信に満ち溢れていたから

です。でも彼は、元々は目が見えていたのに、原因不明の病で徐々に視力が落ちてきたとのこと。今も完全に見えないのではなく、光は感じられるそうです。そんな須貝さんの傍らで、リンディは甘えるように須貝さんのスニーカーの上に頭を乗せて、うたた寝をしていたのが微笑ましかったです。リンディも須貝さんも出会えて、本当に幸せなんだなと実感した瞬間でした。

因みに、盲導犬協会は95%を募金に頼っているとのこと。寄付金3千円で、盲導犬が電車に乗る訓練を10回でき、1万円で、2頭の犬にワクチンを接種させることが出来るそうです。また、盲導犬を必要としている人が12500人もいるのに、今日本で活躍している盲導犬の数は948頭だそうです。

荻窪法人会の会員として、これからも盲導犬協会を応援しましょう、ね。



イルカショーを堪能



京急油壺観潮荘での食事

その後、京急油壺観潮荘で食事をし、深層水の温泉に浸かり、イルカ、アシカショーを見て、三崎港で買い物をして帰ってきました。

今回のバス研修会を通して学んだことは、先入観にとらわれず、時間の許す限り出会いのチャンスを作ることが大事だと認識を新たにしました。そして及川委員長、保坂委員長、佐野支部長らと飲んだお酒の味は、格別でした。私は、来年も参加します。日本盲導犬協会へ社会貢献活動事業委員会より20000円、厚生事業委員会より36000円、参加者より53802円、合計109802円の寄付がありました。皆様の多大なご好意に対し感謝申し上げます。



(左)須貝さん、盲導犬リンディと記念撮影



盲導犬リンディは家族の一員と語る須貝さん





セミナー参加のご報告

現状の把握と今後の提案

税制委員 小林 善光

平成18年2月14日(火)に、財団法人全国法人会総連合主催の「平成18年税制委員セミナー」がセンチュリーハイアット東京にて開催されました。

講演は、二部構成で行われ、第一部として、財務省大臣官房審議官佐々木豊成氏より「平成18年度税制改正と今後の課題について」の講演がおこなわれ、第二部として、早稲田大学政治経済学部教授馬場義久氏より「財政および税制改革のあり方について」の講演がおこなわれました。

この講演により、現状の日本の財政構造を把握するとともに、今年の税制改正の内容を把握する上で、今後の税制改正要望で何を提案すべきかを各会員が考えるような内容であったと思います。税制委員会では、今後もよりよい税制改正の提案ができるよう活動していきたいと思っています。

今回の税制改正の内容については、わかりやすくかかれたものとして、全国法人会総連合のHPに掲載されている「税制改正のあらまし」を参照してください。このパンフレットについては、法人会事務局にも用意がございまして、ぜひご利用ください。

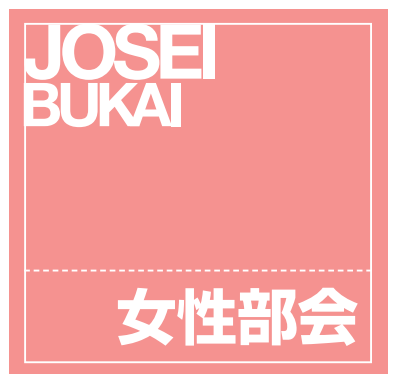
●全国法人会総連合ホームページ
<http://www.zenkokujinkai.or.jp/index.asp>

平成18年税制改正要望「行動する法人会」

全国の会員の皆様の声をかたちに、

荻窪法人会をはじめ、全国津々浦々の各法人会の税制委員から寄せられた税制改正要望をもとにして、全国法人会総連合では、平成18年の税制改正要望をまとめたものを、平成17年10月、平成17年11月にかけて、政府税制調査会などに訪問をおこない、要望書を渡しています。会員の皆様の声が、税制に反映されるような税制委員を目指し、今後活動していきます。

詳しくは、
<http://www.zenkokujinkai.or.jp/index.asp>
をご覧ください。



「女性部 新年会」

とても良い年のスタート

女性部会副会長 光藤多祐子

女性部会、新年のスタートは恒例の新年会からです。去る1月19日(木)東信閣にて水島会長、宇田川副会長、小竹副会長のご臨席を賜り、華やかに催されました。

まずは井野場女性部会長の挨拶で始まり、水島会長ごあいさつ、小竹副会長の乾杯の後は、女性部会ならではの。

賑やかに談笑し、和やかなムードになったところ、本日のお楽しみイベント「クイズコーナー」の時間になりました。宇田川副会長の名司会で出題された「二万円札クイズ」は、いつも目にはいると思っていきましたが、さてさて…やっぱりいかに「縁の無い暮らし」をしていたことかと実感出来るほど簡単そう



和やかムードでおいしいお食事

古切手収集にご協力ください

女性部会幹事 大久保久子

女性部会では、ボランティア活動として使用済み切手を集めています。郵便物の切手を捨てないで、寄付して頂けたらと思います。封筒やはがきから、切手の周囲5mm〜1cm程度を残し、切り取っていただくと助かります。切手をはがす必要はありません。法人会の事務局にて集めています。いつでも少しでも受け付けています。よろしかったら、お知らせの委員さんに集まったよと声をかけてくださっても結構です。

集めた切手はまとめて東京カリタスに送ります。医療協力の費用として役立てています。みなさまのご協力よろしくお願いいたします。



古切手の一部

SEINEN BUKAI

青年部会

先輩を囲む会

屋形船で 懇親を深める

青年部会幹事 小川尚彦

平成18年3月9日、3月例会「先輩を囲む会」を開催いたしました。
3月例会は「先輩を囲む会」として毎年趣向を凝らして企画をしております。

今回は屋形船に乗り、諸先輩、新



諸先輩方と屋形船にて

入部会員共に懇親を深めました。
杉並公会堂よりバスを貸切、隅田川より東京湾お台場で停泊、夜景を眺めながら松澤部会長の挨拶、水島先輩の乾杯で懇談会が始まりました。
途中新入部会員の方々に自己紹介をいただき、諸先輩方のお話をいただきながら2時間半の時間はあっという間に過ぎてしまいました。
帰りのバスの中も和やかに、無事荻窪駅前にて解散となりました。



乾杯のあいさつをする水島会長



諸先輩方のお話を聞く青年部会のみなさん

研修会について

源泉部会幹事 中田茂

源泉部会の研修会は、各会社の源泉担当者などが、役員を担当し、テーマを持ち寄って年間のスケジュールを組み立ております。また講師の方々には具体的な例を上げてそのテーマについてご説明いただくことをお願いしています。

「年末調整」や「雇用保険」に関することから「確定申告書の作り方」まで、経営者や実務担当者だけでなく一般の社員の方々にも直接関わりのある内容もあるので知っておいて損はありません。

日帰りバス研修や新年会もありますし、年間通しての出席者には皆勤賞や精勤賞も用意しておりますので是非奮ってご参加ください。

◎内容は下記の事業計画案を参考にしてください。

GENSEN BUKAI

源泉部会

平成18年度事業計画案 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

開催日	曜日	会場	研修の部	交流の部	備考
平成18年 5/16	火	野外研修	税金クイズ等	日帰りバス研修 渡良瀬川等	
6/7	水	タウンセブン	源泉所得税のしくみ	(初心者向け研修会)	(全会員)要電卓 14:00~16:30
7/12	水	法人会2階	雇用保険の申請の仕方 (具体例で)		
9/13	水	法人会2階	非住居者の源泉税 誤った徴収例		
10/12	木	法人会2階	労災保険の申請の仕方		
11/8	水	税務署 別館	年末調整の仕方		
12/6	水	ユアボウル	法人調書と 給与支払い報告書提出の 留意点	ボーリング大会	
平成19年 1/17	水	こけし屋	確定申告書の作り方	新年会	
2/7	水	法人会2階	年金の話し		
3/19	月	法人会2階	源泉税の演習		

※研修時間は原則として午後2時～4時です。

※8回以上出席された方には精勤賞、全て出席された方には皆勤賞をさし上げます。ただし、6/7(水)の「初心者向け研修会」は除きます。

※平成19年4月18日(水)東信閣会議室 源泉税のはなし 第33回定時総会



「消費税申告書作成 研修会に参加して」

第11支部員会 Jetter Plans 代表取締役 山根 巧

税理士さんをお願い しているのが現状

当社は、個人病院をはじめ総合病院などの医療機関から委託を受けて、医療事務業務や作業現場業務の請負や派遣を行なっている、現在社員25名ほどの小さな会社です。設立は平成15年4月で、わからないなりに自分で登記し、当初5～6人で業務を開始しました。

簿記3級の資格はもっているものの、やはり経費対策や減価償却、年末調整や決算等となると不安で、高い報酬を支払って税理士さんをお願いしているのが現状です。

また、年々上がる諸税や社会・労働保険料。それに似合った社員の昇給賞与検討。納税資金の準備。さらに、帳簿上の利益とキャッシュの

差！等々愚痴は耐えない今日この頃です。

ここで輪をかけて「消費税」という追い打ちが待っていました……。

申告書は自分で書ける？

当初、片手間で消費税のしくみについて勉強をしてみても、とにかく当社の場合は、「平成15年度課税売上」が1000万円以上であったため、17年度の売上に対して課税事業者になり、且つ簡易課税制度が適用されるみたいだ」まではなんとなくわかったものの、原則課税制度となりが違ってどっちが得なのか？申告書は自分で書ける範囲なのか？などいまいち良くわからないな……と思っていた時に、加入したばかりの法人会から消費税研修会の案内がきました。

予想以上の参加者

さっそく簡易課税制度の研修会を申込み、受付で分厚い封筒をいただき会場に入ると、まず予想以上の老若男女の方が参加されているのにビックリしました。

席に着き封筒の中を見ながら、「これだけいろんな業種の方が来ている説明会では、他の類の説明会と同様、

通り一遍の概要説明でこれはまた寝ちゃうな……」と思っていた間に、研修会が始まります。

短時間で内容の濃い研修会

はじめは、消費税法改正のポイント説明があり、自分の理解で間違いないかと確認ができました。次に荻窪税務署の方からの申告書の書き方の説明となりウトウトとしはじめて、またビックリ！「理屈や能書きは後からにして、とにかく決算書のこの数字をこの用紙のここへ転記し計算して下さい」と言うじゃありませんか。寝てる場合じゃありません。遅れまいと電卓を用意し言われる通りにやっていると、あれ不思議。申告書ができてしまい時間もきてしまいました。

このように結論から入って理屈(内容)は後からの説明方式は私の性格に非常にマッチしており、短時間で自分にとって内容の濃い研修会参加となりました。

後日、どうしてこの数字がこうなるのか？と、当日頂いた小冊子を見ながら理解を深めていきました。

さらには、17年度課税売上が5000万円以上となるため、19年度売上に対する消費税額は、原則

課税となってしまいます。

当社の場合、物を仕入れて販売するでもなく設備投資もほとんどないので、消費税算出は他業種に比べて簡単ですが、原則課税となるとその税額が大きくなってしまいます。

前回に引き続き、法人会から午前中は簡易課税、午後は原則課税の研修会開催のお知らせをいただき、今度は経理担当者も連れて午前は前回のおさらいの意味で、午後はまだ先だと思っても納税資金準備の観点から、原則課税の説明を受けさ

せていただきました。

これから様々な行事 に参加したい

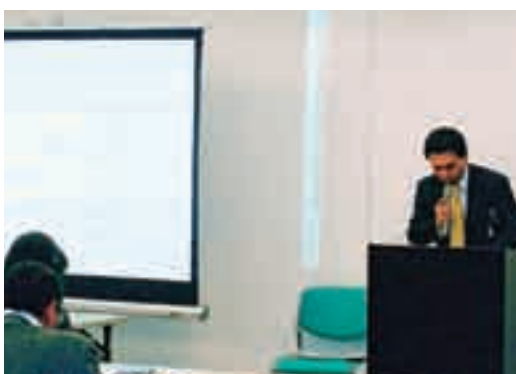
法人会では、消費税だけではなくいろいろな研修会や説明会の機会を、それも1度だけではなく場を設けていただき大変感謝しております(図々しく何回も参加させて頂いています)

また毎回、税務署職員の方のお話をお聞きできることも楽しみにしています。

なるべく時間を作り「異業種交流会」や「懇談会」などにも参加させていこうと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。



研修中の会員のみなさん



講師の山口審理上席